

# 7月21日執行

# 第23回 参議院議員通常選挙

一票の力を、明日のために、自分のために。

## 投票できる人・できない人

宗像市で投票できる人・できない人		投票の可否
住所を変えていない人	平成5年7月22日までに生まれた人	○
	平成5年7月23日以降に生まれた人	×
市外から宗像市に転入した人 *平成5年7月22日までに生まれた人	4月3日までに転入届を出した人	○
	4月4日以降に転入届を出した人	×

満20歳以上の日本国民には選挙権があります。宗像市で投票するためには、宗像市選挙人名簿に登録されていなければなりません。

今回の選挙人名簿に登録されている人は、平成5年7月22日までに生まれた人で、転入の場合は、

「4月4日以後に転入してきた人」平成25年4月4日以後に宗像市に転入の届け出をした人は、宗像市の選挙人名簿には登録されませんので宗像市の投票所では投票できません。

「成年被後見人の選挙権が回復」これまで成年被後見人には選挙権がありませんでしたが、5月に公職選挙法が改正され、今回の選挙から投票することができるようになりました。選挙人名簿に登録されている成年被後見人も投票所入場券を郵送します。

**公示日** 7月4日(木)

**投票日** 7月21日(日)

**投票時間** 午前7時～午後8時

**\*大島投票区と地島投票区は繰り上げ投票**

**7月19日(金) 午前7時～午後6時**

**開票日時** 同21日(日) 午後9時から

**開票場所** 勤労者体育センター(須恵)

故障などの理由により投票用紙に候補者の氏名などを自書できない場合は、その選挙人に代わって補助者(投票所の管理者が投票事務従事者から出てください)が投票用紙に選んだ者が投票用紙に記載する「代理投票」の方法があります。この「代理投票」を希望する場合は、投票所で係員へ申し出てください。

**期日前投票**

投票日に仕事、入院、親族の冠婚葬祭のため投票所に行けない人や、旅行、レジャー、買い物などの私用で投票所に行けない人は、投票日の前日までの次の期間に「期日前投票」をすることができます。

**不在者投票**

①滞在先の市区町村でする場合

選挙期間中、出張や旅行などで他の市区町村に滞在している人は、その滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、投票日前に投票できます。その場合は、宗像市選挙管理委員会に連絡し、「請求書・宣誓書」を取り寄せて、投票用紙などを請求する必要があります。

**投票所へ持って行くもの**

選挙人名簿に登録されている一人一人に、投票所入場券(ハガキ)を7月5日(金)ごろ郵送します。

入場券は、投票日や投票所を表示し、投票所での選挙人名簿との照合をスムーズにするために発行しています。

投票に行くときは、投票所の場所などをよく確認してください。

**投票の方法**

投票の順序は、①選挙区選挙②比例代表選挙です。

①選挙区選挙には、候補者名②比例代表選挙には、候補者名か政党など

**投票の方法**

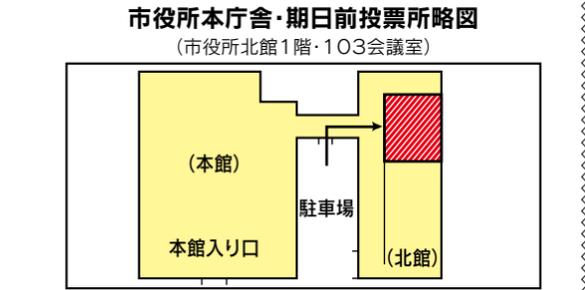
の名称か略称を記載してください。

余計な文字を書くなどすると投票が無効になります。注意してください。

**投票方法**

\*大島投票区と地島投票区の人はいずれの場所でも7月18日(木)まで

投票所入場券を持って



【表1】郵便等投票の対象者

	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能	1級か2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級か3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証を持っている人		要介護5

【表2】代理記載制度の対象者

	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳を持っている人	上肢・視覚	特別項症～第2項症

\*「請求書・宣誓書」は、市①<http://www.city.munakata.lg.jp/>「市内にお住まいの方」↓「議会・選挙」↓「選挙」から「もタウンロード」可

②病院(県選挙管理委員会が指定した施設)などでする場合

入院中の人で歩行が困難な人は、病院長に申し出てください。入場券に期日前投票宣誓書を添付しています。あらかじめ記載しておけば、期日前投票所での記載が不要になります。

\*入場券をなくした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。係員に申し出てください。

**開票**

勤労者体育センター(須恵)で、7月21日(日)午後9時から開始します。市ホームページでの速報公開、開票速報テレホンサービスはあります。

問い合わせ先  
市選挙管理委員会(総務課内)

☎(36) 1375  
☎(37) 1242

**点字投票**

目の不自由な人は、点字で投票することができます。投票所の係員に申し出てください。

\*期日前投票でも点字投票はできます

市選挙管理委員会で早めに手続きをすませてください。

投票用紙の請求申請は、7月17日(水)までです。大島投票区と地島投票区の人には7月15日(月・祝)までです。

表1に該当する人で、自分で投票の記載をすることができない人として定められた表2に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会の委員長に届け出た人(選挙権を有する人に限る)が投票に関する記載をすることができます。